

亀山市告示第196号

亀山市身体障害者自動車操作訓練助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月3日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市身体障害者自動車操作訓練助成事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市身体障害者自動車操作訓練助成事業実施要綱（平成17年亀山市告示第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「身体障害者更生援護施設等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設等」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。